

寺田透編『露伴随筆集（上）——考証篇——』

宮野直也

はじめに

幸田露伴の博大な学識と、それに基づいて長期に亘って産み出された多様で膨大な著述については贅言の必要はないであろう。（まして私は露伴の研究者ではないから、全くその任ではない。）とは言え、一般の読者にとつては、露伴は『五重塔』で明治の文学史の一角を占める存在、という認識しかない上に、露伴の他の著作に接する機会自体が少ない状況が続いていた。それ故、近年露伴の後期の諸作品が次々と岩波文庫で出版されているのは大変喜ばしいことである。（実は私もこれらのおかげで露伴の著作に親しむようになったのであるから、大いに感謝している。）

特にここで取り上げる『露伴随筆集（上）——考証篇——』（一九九三年六月十六日第一刷）は、露伴の学問識見に最も直接的に触れる機会を提供するものとしてきわめて有意義である。更にその考証随筆という性質上、一般読者のために「詳注を付す」というのも、企画としては甚だ適切である。しかしながら、残念なことに本書の編者寺田

透氏（以下編者と略す）による注釈は、中国古典の研究者から見ると、率直に言って大変に問題が多い。そこで、書評は本来上下巻が完結してからのにすべきではあるが、本稿では編者の注の訂正と補足を中心にして書評を行う。

方針と凡例

本書四九八頁の次の頁に以下のような「編集付記」がある。

- 一、本書の底本は『露伴全集』18、19、25巻（第二刷、一九七九年、岩波書店刊）である。
- 一、本文の表記を新字体・旧仮名づかいとしたほか、編者によって次のようにテキストの整備がおこなわれた。
 - (一) 一部の漢字表記を平仮名に改めた。
 - (二) 読みにくい漢字語、人名、地名などに新仮名づかいで振り仮名を付した。
 - (三) 露伴による引用文には「」を付した。また引用文が漢字の場合はへんてくくって訓読文を掲げた。
 - (四) 書名には『』を付した。

従って注以外にも振り仮名、引用文の「」、へんてく内の訓読文、書名の『』は編者の責任ということになる。

本稿の方針は以下の如くである。

まず「訂補一」においては訓読文、書名の『』、事項及び本文の意味を説明した注に対する訂正補足を、全書を通じて行う。もちろん気づいた点をすべて取り上げるのは不可能であるから、基本的には本文及び著者に対する理解に影響が大きいものと誤りの明白なものを中心にする。但し「梅と菊と菅公と」中の菅原道真の詩と、「遊仙窟」中の『遊仙窟』本文とに関するものは取り上げない。岩波日本古典文学大系の『菅家文章』と岩波文庫の

『遊仙窟』を見れば問題点は簡単にはわかるからである。また、語義についての注及び引用文の「」、振り仮名については紙数の都合上触れない。特に引用文の「」の脱誤は枚挙にいとまがないほどだからである。

次に「訂補二」においては、編者が注をつけていない所で気づいた点と、編者の方針態度に関して論ずべきと思われる点について、例を挙げて述べる。

本稿の凡例は次の通りである。

一 本書の注の例にあわせて、本文を引用する時は頁数を漢数字、行数をアラビア数字で表示し、編者注のつけられている位置は*で示す。但し説明の必要上本文を長く引用する場合がある。その時には引用文の最初の部分の頁数と行数を示し、*のついた語の下の丸括弧内にその語の頁数と行数とを付す。

二 必要に応じて注を引用する。その際には行の頭に「注」字を置いて示す。

三 訂正と補足は、行の頭に「訂」または「補」字をつけて示す。

四 訂補において、引用している本文あるいは注のどの部分を論じているのかわかりにくいと思われる場合には、当該部分に傍線を引いて示す。

五 編集付記によればへゝ内の訓読文は実際は注の一部ではあるが、本文中に混在し、注もつけられているので、表示と引用に際しては本文と同様に扱う。

六 へゝ内の訓読文を訂正する場合は、対照の便のために、元の漢文を訓読文の下に丸括弧をつけて付載する。

訂補一

三六6 候気の法は、葭葦の灰の動くを見て律の応を知るなり。

注 笛の音で音階を定め、陽の六律、陰の六呂を成立させる。ごく軽い灰を動かす音を黄鐘とするとということだろう。

訂 候気の法とは、音律と曆（つまりは宇宙の運行）との対応という觀念に基づく占いである。密室内に十二または六十の方位に向けて各々に対応する律管（ピッチパイプ）を配置しそれらに灰をつめておくと、曆日の氣に感應して対応する律管が鳴り灰が飛び出す、と信じられていた。その飛び具合によって占いが行われる。因みに黄鐘は冬至に対応する。

三七10 史、また記す。秦の法、灰を棄つる者を刑すと。何の故に灰を惜むかくのごとくに至るや。

注 いかなる史書か、未考。

訂補 『史記』李斯列伝に見える。また漢の桓寛『塩鉄論』刑徳篇、『漢書』五行志中之下にもある。

因みに理由は、「五行志」の臣瓚注によれば火災予防のため。一方『韓非子』内儲説上に「殷の法、灰を街に棄つる者を刑す」とあり、孔子に仮託して、灰を街に棄てれば通行人にかかり、怒ってけんかになり、三族相残うに至るから刑するのも当然だ、という説明がある。

四二6 昭義*

注 昭義は將軍だろうが不詳。

訂 昭義は、相・潞・邢・洛・磁州節度の号。当時の節度使は李抱真。

五三二 摩詰の高韵、雪中の芭蕉も画くべければ、

注 唐の王維、字摩詰の高貴な風韵、風趣。その超現実性が雪中の芭蕉を構想する。

補 王維が雪中芭蕉の絵を描いたということは、宋の沈括『夢溪筆談』一七書画と、宋の惠洪『冷齋夜話』四詩忌に見える。前者によれば画題は「袁安臥雪図」である。

五七四 豪宕放曠、晋宋の人を思はしむるの句なり。

注 『文選』に載る作品を思えばよい。

訂 『文選』所収の晋、宋の作品は、声律と対偶を重視し典故を多用した緻密で典雅なものであり、「豪宕放曠」とは対極的である。露伴が頭に浮かべていたのは『世説新語』所載の竹林の七賢や清談家者流であろう。

七三四 老聃曰知足之足常足 へ足るの足るを知れば常に足る。ゝ

注 『老子道德経』にこの句なし。

訂 『老子』第四六章にある。訓読は「足るを知るの足は、常足なり。」

九七五 八歳にして孔子の師たりしもの

注 『論語』述而篇にいう互郷の童子をさすか。

訂 項橐または項託という者が七歳で孔子の師となったということが、『戦国策』秦策五、『淮南子』修務訓の本文及び同書説林訓の高誘注、『論衡』实知篇に見える。

一二一三 宰予は孔子の門人なり、しかして反を謀りたりといはれ、東坡蘇氏出づるまでは冤を負ひたるなり。

注 露伴のいう蘇東坡の弁護雪冤が何をさすか未詳。

訂 『文集』六五史評に「宰我不叛」という考証がある。

一一七〇 袁中郎*

注 袁宏道として一四〇頁に詳しい。中郎は秦以来の夜衛侍直の官。

訂 中郎は袁宏道の字。

一六一〇 近き頃『石雅』ある類、

注 不詳。石鼓文を読むための字典か。

訂 『石雅』は章鴻釗撰、民国十年中央地質研究所刊(地質專報乙種第2号)。鉱物学の書物である。

一六五七 流行すでに過ぎたる鮑君*

注 『抱朴子』内篇の登場者。

補 『抱朴子』内篇・道意に見える流行神。

昔汝南で他人の罨にかかっているノロを盗んだ男がかわりに鮑魚(塩づけの魚)を入れておいたら、罨の持主が不思議がって神だと思い、かくて信仰を集め、廟が建てられ鮑君と号し靈験があったが、七、八年後鮑魚の持主が通りかかって、自分の仕業だと話したので信仰は已んだ、という話である。

一六六五 李猫咲口常に嬉々たり

注 李猫は単に李家の猫、一般に飼う猫の意だろう。咲は笑う。

訂 李猫とは唐の李義府の仇名。晩年の太宗に認められ、高宗期には本々太宗の宮人であった則天武后を皇后に立てることに貢献したことから権勢を振ったが、失脚、貶死した。その性格は「貌状温恭、人と語るに必ず嬉○怡微笑す。しかれども褊忌陰賊にして、既に権要に処り、人の己に附さんことを欲し、微に意に忤う者あれば、輒ち傾陷を加う。故に時人言はく、義府、笑中刀有り、と。又其の柔にして物を害するをもって、亦これ

を李猫と謂う。」(『旧唐書』李義府伝) 本文の詩句はここを典故にしている。上の句「世人相友として怨咨を蔵す」の具体例なのである。

一六八 10 明の田汝成、『西湖遊覧志』余卷二十三

訂 『西湖遊覧志余』が書名である。

一六九 6 廻田を耕して直ちに去って顧みず。口ただ平等^{*}を称す。

注 済まして、平らにしときましたよとだけ言っただけ言っただけ意味だろう。

訂 平等は仏教用語、一切無差別の意味。だからこそ、自家の土地も他人の土地も区別せず一直線に耕すのである。

一六九 6 一壟^{*}

注 前後の文から推すと丘のことだろう。田中の高所をいう。

訂 うねのこと。

一六九 7 かれもこれを総べて耕なり、何ぞ異相^{*}(一六九 8)にするを須めんや

注 変な恰好をつけなくつたっていいじゃありませんか。

訂 区別することはないでしょう、という意味。異相も仏教用語、先の「平等」の対語。

一七〇 6 嘗て韋庶人及び安樂公主に謂つて曰く、「三郎汝が頭を斫らん」と。韋庶人、中宗第三(一七〇 7)をもつて、帝の変を生ぜんを恐れ、遂にこれを鳩し、玄宗の誅する所と為るを悟らざるなり。

注 中宗第三 後宮の昭容上官婉兒の第二子、節愍太子重俊をさす。

訂 この本文の意味は、万廻が韋庶人と安樂公主に「三郎がおまえたちの首を切るだろう」と言った。中宗が

第三子である(万廻の予言した「三郎」にあたる)ので、帝(中宗)が変(クーデター)を起こして自分たちを殺すのではないかと恐れた韋庶人が中宗を毒殺したが、自分たちが玄宗(睿宗の第三子、つまり「三郎」)に誅殺されることを予想できなかった、ということ。万廻の予言が当たった例である。

編者は、中宗が高宗の第七子であるので「中宗第三」が重俊をさすというような附会の説を為したのであるが、中宗は則天武後の生んだ四男子の第三であるから、「第三」と言えるのである。

一七〇八 睿宗藩邸に在る時

注 恐らく一時廢帝だった頃ということだろう。……藩邸は王侯の邸。

訂 藩邸は注の通り。皇帝の男子は、太子以外は通常王に封ぜられる。睿宗はまず殷王、次いで豫王、冀王、相王、豫王と転じ、中宗が即位二ヶ月で廢されるに及んで帝位についた。本文の意味は、睿宗が王であった時、ということ(太子は他におり(まず李弘、次に李賢、李顕)、当然睿宗は「天子」の位を継承する立場になかった時、ということである)。

一七〇九 其処^{*}信宿の間、睿宗必ず徘徊^{*}するを経たり。

注 其の信宿(二夜泊ること、その宿)に処るの間、と訓むべき句か。……徘徊するを経たり、難解。「睿宗必経徘徊」が原文か。経は常也をとって、必ずつねに徘徊す、と訓むべきところかも知れぬ。

訂 この意味は、其の処(万廻が「天子来たらん」と叫んだ場所)を二日以内に必ず睿宗が「遊行」中に通った、ということ。つまり万廻が睿宗の即位を予言していたということである。

訓読に関しては露伴が大むね正しい。但「徘徊するを経たり」は恐らく「経て徘徊す」とすべきであろう。現行の『太平広記』ではここは「経過徘徊也」となっているから、「過」字の有無にかかわらず、そこを通っ

て徘徊した、換言すれば徘徊の途中に通りかかった、と理解できる。

一七〇十 惠莊太子はすなはち睿宗の第二子なり。初め則天皆てもつて万廻に示す。万廻曰く、「この児はこれ西域の大樹の精なり、これを養へば兄弟に宜し」と。後に申王を生む。儀形瓌偉（一七〇一）にして、飲啖に善し。

注 新田両唐書とも「子（嗣）無し」と記しており、『旧唐書』では申王は惠莊太子自身の封。

補 ここは『太平広記』の誤字であろう。恐らく本来は「封申王」とあったのが、上の「兄弟に宜し」（兄弟が多く生まれる）に牽かれて「生申王」に誤ったと考えられる。

ここの本来の意味は、『新唐書』惠莊太子伝と対照すると、以下の如くであろうと思われる。惠莊太子は母の身分が賤しかったので、則天武后は兄弟と同列には扱わないつもりだったが、万廻の口ぞえで平等に扱われることになり、後申王に封じられた、体格がよく大食であった。

一七〇四 本郷の河水を求めしむ。

注 故郷の醴泉里をさす。

訂 本郷とは弘農の閿郷、黄河の南岸にある。河とは黄河のことだから、長安の醴泉里には河水はあり得ない。だからこそ下文で「弟子徒侶覓めて無しとす」るのである。

一七一 一 談『資録』及び『兩京記』に出づ。

注 『資録』不詳。

訂 『談資録』である。唐の胡璩撰。

一七一 二 元宗、ために居室を醴泉里に営む。

注 元宗 南唐の第二代皇帝にこの称のものがあがるが、それはずっと後のことで、ここは睿宗か玄宗とあるべき

ところ。醴泉は、山東、湖南、陝西諸省にあり、醴泉里の同定は不能。

訂補 元宗は玄宗のこと。一七二五によればこの文は『集古録目』所載であるが、露伴の見た『集古録目』は恐らく清の黄本驥による輯本であろうから、清の康熙帝の諱玄燁を避けて玄を元に改めているのである。直前の「元通大居士」も多分「玄通」であろう。

醴泉里は長安の坊（城内を東西南北に貫通する道路によって区切られた区画）の名。西市の北に隣接しており、坊の東南隅には太平公主の宅があった。

一九三一 ^{*}〈調露はじめて進士の第に登る。〉（調露初登進士第）

注 唐の高宗の年号。六七九年の一年限り。

訂 〈調露の初（調露元年のこと）〉

儀鳳四年六月調露に改元、翌年八月永隆に改元。つまり調露は二年に互っている。

一九三二 岐王府参軍^{*}

注 岐王府は唐の天復年間（九〇一―九〇三年）李茂貞が関中に建てた国の首府か。

訂 岐王は、睿宗の第四子で玄宗の弟の李範である。府は役所。王に封ぜられているのだから、役所を有し属官を置くのである。

一九三三 ^{*}〈八ながら拳を制しみな科に甲たるをもつて再び長安の尉に調ぜらる。〉（八以制拳、皆甲科、再調長安尉）

注 八ながら 秀才明経・開元礼・三伝・史・進士・明法・書学・算学の八科目。

訂 〈八たび制拳を以て、皆甲科たり。再調されて長安の尉となる。〉

制挙は、科挙とは全く別の人材登用試験。科挙は定期的に行われるが、制挙は天子の詔によって実施される。また科挙は一度合格すれば二度と受験することはできないが、制挙はこの例でもわかるように科目さえ違っていれば何回でも受験可能であった。科目数も大変多かった。合格者は、成績によって甲科と乙科に分けられるが、甲科は非常に難関であった。

調は遷転。ここは、岐王府参軍から二回転任して長安の尉になった、ということ。

注に挙げられた八科目はすべて科挙の科目であって制挙のではない。更に「秀才」と「明経」は全く別の科目であり、「秀才」は当時已に廃止されていた。「三伝」は明経の下位区分である。

張鷟の受験した制挙の科目で知り得るのは、清の徐松の『登科記考』によれば、「才膺管楽」、「賢良方正」、「下筆成章」、「才高位下」、「詞標文苑」の五科目である。

一九三四 へしばしば公卿に為むかひ鷹たかの文辞を称し、なほ青銅錢*(一九三五)のごとく、万選に万中す、と。(数為公卿称鷹文辞、猶青銅錢、万選万中)

注 青銅錢 特に唐のあおざしの錢。……孔あき錢をさすのと同じでいつも通るの意らしい。

訂 へしばしば公卿の為に称せらく、「鷹の文辞、なほ青銅錢のごとし。万選万中す」と。(数)

ここの意味は錢の孔とは無関係。当時は銅錢の流通量が不足していたため、劣悪な材質の私鑄の錢が横行し、政府は対策に苦勞し続けていた。私鑄の「悪錢」に対して官鑄の良質な錢を「上青錢」と称した例があり、「青錢学士」の青錢もこれと同義であろう。悪貨が流通していれば、選別は常に行われていたはずだが、例を挙げると、市場に良質の錢の見本を懸けてそれと合わない錢の使用を禁じたり、政府の物資を安価で放出して市場の錢を吸収し、その中から良貨だけを選んで残りのりを鑄つふしたりしていた。(『旧唐書』食貨志による。)

従つてこの本文の意味は、鷹の文章は良質の錢のように常に選別を通過して受け容れられる、ということであらう。

一九三六 天官侍郎

注 天子に仕える官を天官という。侍郎はその長。

訂 吏部侍郎のことである。武後の光宅元年、吏部を天官と改めた(『新唐書』百官志一)。

一九三八 へ刑部尚書李日知、^{*}訟斥太重ね、内に徒るを得て、鷹文を属る。へ(刑部尚書李日知、訟斥太重、得内徒、鷹属文、)

注 訟斥 訴訟を考量、判定する。

訂 へ斥しやけらるること太重はなはだきを訟え、内徒さるるを得たり。へ

ここの意味は、李日知が、鷹の流罪は重すぎると訟えたので、近くに移されることができた、ということ。

「得内徒」までは鷹の経歴。「鷹属文」からは段落がかわつて張鷹の文章に対する評価の話になる。

一九三〇 へ中人馬仙童、^{*}陷黙噉、文成の在否を問ふ。へ(中人馬仙童、陷黙噉、問文成在否)

注 ここの文不完全で、誰が誰に問うたのか分からぬ。……中使(中人)ふたりの問答であることが明らかである。

訂 へ中人馬仙童、黙噉に陷る。文成の在否を問う。へ

黙噉は突厥の可汗の名。当時唐と敵対していた。ここは、宦官の馬仙童が突厥の捕虜になった、すると黙噉が文成の消息を質問した、ということである。下文の新羅、日本の使の話と同じく鷹の名声が外国にも広まっていたということを示す例である。何ら不完全な点はない。

一九六五 〈神龍元年中才に管樂科に膺り〉（神龍元年中才膺管樂科）

訂 〈神龍元年、才膺管樂科に中る。〉

「才膺管樂」が制拳の科目名。膺は応に同じ。

一九七一 〈景雲二年中賢良方正科二十人中第三たり。拳を制する八、甲科に中ると謂ふ所の者。〉（景雲二年中賢良方正科、於二十人中為第三、所謂制拳八中甲科者）

訂 〈景雲二年、賢良方正科に中る。……所謂「制拳八たび甲科に中る」は、〉

一九九九 〈十道の使をもつて挙げられし人〉（以十道使所拳人石艾具令王山輝等六十一人）〈並びに拾遺を授けて闕を補ふ〉（並授捨遺補闕）

訂 〈十道使の拳ぐる所の人石艾具令王山輝等六十一人をもつて、並びに拾遺・補闕を授く。〉

「補闕」も官名である。二〇〇一参照。

二〇〇一 〈補闕、車載を連ね、拾遺斗量を平らぐ〉（補闕連車載、拾遺平斗量）

訂 〈補闕は車を連ねて載せ、拾遺は斗を平らげて量る。〉

二〇一四 飯頼山頭の贈詩あるに因りて、李太白、杜子美を軽んずといひ、重与細論文の句あるによりて、杜子美、李太白を刺るといひ、遂に一転して李・杜相善からずというふがごとき、

注 杜甫の詩「春日李白を憶ふ」の中の句。……「重ねて与に細やかに文を論ぜん」の句がどうして杜子美、李太白をそしめる意を含むと解せるのか、不審。

訂補 ここに挙げられた李・杜相軽んずという説は、宋の葛立方『韻語陽秋』一及び宋の羅大経『鶴林玉露』甲編六に見える。後者によれば、「重与細論文」の「細の一字、其の縝密を欠くを譏る」のである。

二〇二一 李太白月影を捉らんとして采石に溺死せりといふがごとき、またあるいは牛酒^{*}(二〇二二) 杜子美を殺せりといふがごとき、皆その実を考覈するに、訛誤にして真に非ず、

注 牛酒 将士をねぎらふ牛肉と酒。杜甫の「八哀詩」の第二「左僕射鄭国公嚴武に贈る」の中に……「西郊牛酒再。原廟丹青明」。露伴が批判するのは、杜甫と嚴武の親密な交際から生じた噂のことにかかわるか。

訂 唐の鄭処誨『明皇雜錄』に、杜甫が未陽県令から牛炙と白酒を贈られ、飲み過ぎて一晩で死んだ、という話が載っている。新旧『唐書』の杜甫伝もほぼ同じ。

因みに、宋の洪邁『容齋隨筆』三李太白は、李・杜の死についてのここの本文に挙げられた説を並挙して一緒に否定している。露伴はこれに基づいたのであろう。

二〇三十二^{*} 白楽天の甲乙判

注 二〇四頁一一行の「惟白居易編入文集」のいう文をさす。穆宗の時科擧をめぐる李宗閔、李徳裕二李の争いに牛僧孺が加わって宗閔と結托し、牛李の争いとなった際、朝臣皆その一方に組し政争が四十余年の長きに亘った。白楽天はその時中書舍人に叙せられ、穆宗の人材登用の際の考策に任じた。しかし穆宗に定見なく、宰相にもその人を得なかつた上、さらに外難まで加わつたため、白居易はしばしば上表、事を論ぜねばならなかつた。その上表文をさす。

訂 『白氏文集』六六と六七の二巻が「甲乙判」である。判とは「断獄之詞」。「甲乙判」は白居易が徳宗の貞元十八年吏部の書判拔萃科の試験を受ける際に準備のために書いた模擬答案集である。

二〇四十五 へその文、臚は官曹に比し、条は件を分ちて繋け、組織すこぶる工み。(其文臚比官曹、条分件繋、組織頗工。)

訂 へその文、官曹を臚比し、条分かたれ件繋がり、組織頗る工なり。〴〵

この意味は、その文章は官職を列挙し、それらの分類と相互関係を明瞭にして見事に整理している、という事。臚はつらねる。

二〇五 1 へ身・言・書・判をもつて、詮試、人を選ぶ〴〵(以身言書判、詮試選人)

訂 へ選人を詮試す。〴〵

選人は、官吏の銓衡の対象となる候補者。

二〇五 1 へ今文苑に英華の者すこぶる多きを見るも〴〵(今見於文苑英華者頗多)

訂 へ今『文苑英華』に見ゆる者頗る多し。〴〵

試験の答案としての判が『文苑英華』に数多く収録されている、ということ。

『文苑英華』一千巻は、宋の太宗の詔により、『文選』を継承するものとして、梁末より唐朝までの文を編纂した書物。

二〇五 2 へ惟白居易、『文集』に編入す。篤と与に此にこれを編みてみづから一書を為す者、もつとも世に伝わる。〴〵(惟白居易編入文集、与篤此編之自為一書者、最伝於世)

訂 へただ白居易『文集』に編入し、篤の此の編(龍筋鳳髓判)の自ら一書を為す者とともに、最も世に伝わる。

判の中では、『白氏文集』に収録された白居易の作品と、単行の書籍である『龍筋鳳髓判』とが最も世間に流伝している、ということ。

二〇九 2 晋『中興書』

注 『中興書』は不詳。

訂補 書名は『晋中興書』、劉宋の何法盛撰の東晋の歴史で紀伝体であるが、紀・表・志・伝のかわりに典・注・説・録と称す。佚。

因みに、この頁に引用されている『博物志』、『晋中興書』、『左伝』、次頁の費禕と来敏、王粲、王中郎と支公、袁羗の逸話、班固、馬融、曹攄、蔡洪、梁の武帝・宣帝、庾瑒、沈約の文章は、いずれも『芸文類聚』七四册に収載されている。露伴はこれに基づいたのであろう。

二一〇三 費禕と来敏

注 未詳

訂 『三國志』四四に伝あり。諸葛亮の没後、蔣琬に次いで蜀の宰相の任に当たった。

二一〇四 王粲*

注 記性秀抜で有名な蜀の人。

訂 魏の高平の人。建安七子の一人、つまり当時を代表する文人である。

二一〇四 王中郎* 王中郎が基を座隠といひ、支公が手談と為せることき、

注 王中郎 未詳。中郎は『晋書』八二に出る王長文を充てるべきか。

訂 王坦之、字は文度、のことである。『晋書』七五に伝あり。なおこの王・支の逸話は、『世説新語』巧芸篇にも見える。

二一〇七 晋の曹攄、蔡洪、

注 蔡洪は『晋書』九三に出るといふが見当らない。

訂 蔡洪は『晋書』九二文苑・王沈伝に、沈と同じく才は有りながら世に容れられなかった人として言及されている。

二二一 4 『棋経』十三篇……十三篇はけだし孫子に擬するなり。

注 孫子は名、武。春秋時代斉の人。兵法をもって呉に仕え、その覇業を成就させた超有名人。

訂 この孫子は人名ではなく書名である。『孫子』は十三篇から成る。

二二一 7 杜夫子*

注 杜甫をいうか。……

訂 前漢の人である。『西京雜記』二精弈棋神聖教に、杜陵の杜夫子が天下第一の棋の名手であったという記事がある。

二二六 9 采選*

注 不詳。采戯、采戦、ともに玄宗が貴妃を相手にすることを好んだすごろく遊びとされる。

訂 采選は、双六の一種だが、官位の昇降に象っているのが特徴である。だから下文で「叢繁にして検閲に勞し」というのである。

二四〇 5 玄怪録・幽怪録

訂 書名であるから『』が必要。『玄怪録』、『幽怪録』は異名同書、唐の牛僧孺撰の伝奇小説。

二四一 8 金にはまた王重遠一派が擡頭したのである。王や王の弟子の馬などは元の時にはすでに戯曲の主人公とされて、神異の物語中に大見得を切らせられてゐる位である。

注 道士王嘉、重陽子とは別か。未詳。馬は馬貴中か

訂 王重陽のことである。名は喆、字知明、重陽は号。金代の新道教の一派全真教の祖師である。馬は馬銜、号丹陽。王・馬が活躍する元曲としては馬致遠の『王祖師三度馬丹陽』・『馬丹陽三度任風子』、楊景賢の『馬丹陽度脱劉行首』などがある。二四二一「鬼仙王孿夫人（正しくは管玉孿夫人）の後身たる傾城の劉倩嬌が仙人に濟度される「柳梢青」というのが『馬丹陽度脱劉行首』のことである。なお『露伴全集』一六所収「論仙」に、王・馬についての詳細な解説がある。

二四七² 孫悟空はすなはち邱翁の寓言、

注 邱は丘に同じ。孔子の名丘に遠慮して清代用いられたもの。田舎おやじ。

訂 丘翁は、金末元初の全真教の道士丘処機、号長春真人、のことである。丘処機は、西征の途上の成吉思汗に招かれて西域へ赴き、雪山（ヒンドウークシ山脈付近）において汗と会見した。この大旅行を弟子の李志常が記録したのが『長春真人西遊記』である。『西遊記』の著者と誤解される原因の一つである。更に清代の『西遊記』の板本中で最も早い『西遊証道書』所載の元の虞集の「原序」が『西遊記』を長春真人の作としていたため、以後の清刊本は皆丘処機の作と題するようになった。

因みに、この「怪談」と同じく『露伴全集』一九に収録された「閑窓偶筆」の中に「西遊記の作者」（二二五頁）という一文がある。

二五九¹¹ 宋玉の「招魂」に……李善注に

注 唐に『文選』の註を作ったこの名の人がある。後漢の王逸の間違いか。

補 「招魂」は『文選』にも収録されており、李善は楚辭の注には王逸注をそのまま用いているので、露伴の偶誤であろう。

二五九 14 司馬相如の「子虚賦」に「苴籬・麋蕪、諸柘・巴苴」とあるによりて

注 巴苴は巴国（現四川省）の苴（麻・麻の実）の意か。……雲夢沢の名勝なるを語る表現のうち、その中から諸柘を選別したのは、露伴の炯眼だろう。もともと、柘を桑と解する立場からは、諸は、次の巴苴との対偶から言って、魯の国の古い地名（現山東省諸城県西南）をとるのが恰好ではないか。

訂 巴苴はバナナ、巴国の苴ではない。

ここの諸柘を甘蔗とする説は、下文にあるように魏の張揖の注にあり、更に『太平御覽』九七四甘蔗にも「子虚賦」のこの句が引かれているのだから、「露伴の炯眼」というわけではない。また先に述べたように巴苴は巴の苴ではないのだから、諸柘を諸の柘とする解は対偶から言って成立しない。

二五九 15 張揖^{*}の注に諸柘は甘蔗なりと見ゆ。

注 不詳。唐代『文選』の五臣註を作ったもののひとりに張銑がいる。

訂 張揖の誤り。張揖は魏の人、『広雅』の著者。この注は張揖の『漢書注』（但し「司馬相如伝」のみ。佚）の一部。「子虚賦」は、『漢書』司馬相如伝にも『文選』にも収載されており、張揖のこの注は、前者の顔師古注と後者の李善注が採用した郭璞注に各々引用されている。

二六〇 5 へ南箕^{*}、舌と飯無く、沙糖多し（南箕無舌飯多沙糖）

注 南方七宿という星座の一、四星からなる。舌は本、箕の物をのせる処。あるいは言語の意にとるべきか。訂 へ南箕、舌無ければ、飯に沙糖多し。

『易林』の文は四字一句である。この意味は、南箕に舌がない、つまり箕がこわれていて、穀物に混じているごみやもみがらを除くことができないので、飯の中に沙や「糖」が多い、ということ。「糖」を「糠

(もみがら)に作るテキストがあり、その方が文脈に合う。露伴が『易林』のこの記述を疑問視する所以である。

二六四 6 『名医別録』

補 『名医別録』及び以下に引用された『唐本草』、『食療本草』、『凶経本草』、『本草衍義』は、全て宋の唐慎微『証類本草』(正式名称は『經史証類備急本草』)一三三の甘蔗及び沙糖の項に収録されているものである。露伴はこれに基づいたのであろう。

二六六 13 宋の林洪の『山家清供』に

注 この文句の出典及びその著者については調べがつかない。

補 『山家清供』は料理書、『説郭』一三二に収録されている。林洪については、『説郭』の表題下の注に、「字龍藩、号可山人、和靖先生(宋の著名な隠者林逋)の裔孫なり」とある。

二七八 2 へ茅を抜きて茹くふにその彙*をもつてす、貞吉く(拔茅茹、以其彙、貞吉)

注 彙、類。伴。つかねて、まとめての意だろう。

訂 へ茅を抜くに茹たり、その彙とともにす、貞吉く。

王弼注によれば、茹は相牽引するさまである。意味は、茅を抜くとその根が相連なっているので、ごっそりと抜ける、そのように仲間と行動をとる、ということ。

二八二 11 校する所の中書の『列子』五篇*

注 宮廷の文書、詔勅を掌る官の名で前漢に始ったが、ここではその属する官庁の名を略して言ったものだろう。

訂 ここの中書は、中(宮中)の書、つまり天子の蔵書のこと。

二九六10 必ずそれ人^{*}に下り士を致し、震王の威を張りたるならん。

注 人にへりくだり（人の意見のままに）士を招き。震王は別に固有名詞でなく、その威とは強大な震王すなわち雷王の権勢と言ったものだろう。

訂 人にへりくだり、つまり士を礼遇し、それによって有能な人材を招き寄せ、ということ。

震王の威とは、王（つまり君主）をも震撼させるほどの権勢、ということ。

三〇五10 老龍吉

注 老龍吉は不詳。

訂 『莊子』知北遊篇の登場人物。芻荷甘と神農の師。

三〇八11 子夏^{*}の学、三変して周と為るもの、

注 君子に三変ありという有名な子夏の語があるが、これはそれとは別に子夏の伝えた『春秋公羊伝』が後の学者によって、上古の王朝の数え方を変えるものとして解釈されたことを指すのかと思われなくもない。……ここでは夏、殷、宋、周と数えるようになったのを、「周と為る」までの「三変」としたか。

訂 周は莊周。本文の意味は、列子とその弟子の学説が相抵悟しているのは、子夏の学統から莊周が出たのと同じことだ、ということ。莊周が子夏の後学であるという説は、韓愈の「送王秀才序」（『文集』四）に「蓋し子夏の学、其の後に田子方有り、子方の後、流れて莊周と為る。故に周の書、喜んで子方の人と為りを称す」とある。

なお注中の公羊学についての説明の誤りには触れない。

三二一八13 晁氏曰く、「向郭合して三十三篇と為す」と。

注 不詳。宋の『晁氏客語』の著ある晁説之のことか。

訂 晁氏は南宋の晁公武、字子止。この本文はその著『郡齋讀書志』一一郭象注莊子の項よりの引用。

『郡齋讀書志』は、解題のついた個人蔵書目録としては現存最古のものである。なお本文で引用された記述は、唐の陸德明『經典釈文』序録に基づく。

三三〇一 『緯書』『乾鑿度』

注 經書に權威をもとめた予言書。……『乾鑿度』は『易緯』に対する後漢の鄭玄の註釈書。

訂 緯書に「』」は不要。緯書とは、經書を補うもの。予言書である識と混同してはならない。但し緯書中にも神秘的予言的な内容もありはするが。

『乾鑿度』は、正式名称は『周易乾鑿度』、易緯の一つである。これに鄭玄が注をつけているのであって、鄭玄の著書ではない。

三三四二 「鄧析兩可の説を操り、無窮の辞を設く、子産の政を執るに当りて、竹刑を作る、鄭国これを用う、しばしば子産の治を難す、

注 「鄭国これを用う、しばしば子産の治を難す」は、「鄧析の定めた竹刑を鄭国では実際に施行したので、政治の要衝にあった子産を難する声が上がった」の意である。

訂 鄧析の立案した竹刑を鄭国は採用した。(すると鄧析は竹刑についての知識と兩可の説を用いて) しばしば子産の政治を難詰した、の意である。

三三四四 君子謂ふ、「子然

注 子然 駟顛と同じ。……君子は評者孔丘。

訂補 子然は駟顚の字。

『左伝』中の「君子」については諸説があるが、孔子だという説はほとんどない。『左伝』中には孔子による論評が、「仲尼曰」あるいは「孔子曰」と明記されて折々出ているからである。

三二四 12 鄭の鑄るところの旧制

注 鑄る 語の比喩的用法による表現か。

訂 比喩ではない。刑書を鑄造したことが『左伝』昭公六年の経と伝に見え、杜注によれば刑書を鼎に鑄造したのである。

三二六 11 唐の劉子玄は……申左の論を立てて、

注 申左は『左伝』をのぶか。

訂 『史通』外篇の「申左篇」のことである。

三二九 1 顔・閔・冉・季の列

注 顔回、字子淵、閔損、字子騫、冉求、字子有。公哲哀（あるいは克）、字季次か。子路が季路と呼ばれるときがある（公治長）が、これは五十歳過ぎの男子につける称号というから考えに入れなくてよいか。

訂 季は子路である。この本文は、『論語』先進篇の「德行、顔淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓、言語、宰我・子貢、政事、冉有・季路、文学、子游・子夏」を典故としている。つまり「顔・閔・冉・季の列」とは孔門十哲の列、ということである。

三三〇 5 太常博士*

注 註二〇六 4 参看。（註二〇六 4 宗廟の礼儀を司る太常の属官。唐では五礼儀註の作成、乘輿の導引、諡や

誅の制定撰文に当った。）

訂 太常博士は魏の文帝の時に設置された（『晋書』職官志）。ここは漢代のことであるから、太常・博士ということである。具体的に言えば、『左伝』を認めよとしない諸博士とその上官である太常とを責めたのである。

三三二-3 司馬遷、左氏『国語』に拠り、世本『戦国策』を采る。

訂 『左氏』、『世本』である。『左氏』はもちろん『左伝』のこと。『世本』は黄帝以来の帝王・諸侯・卿・大夫の譜系、名諡を記録した書物。

三四〇3 『礼』*に左史あり、左史はすなはち春官の太史なり。

注 この『礼』は『礼記』すなわち『周礼』。

訂 『礼記』と『周礼』はもとより別の書物である。左史は『礼記』玉藻篇に見える。春官は『周礼』の篇名。因みに左史は『周礼』春官の太史にあたるというのは、『礼記』玉藻の孔穎達『正義』に引く熊氏の説である。

三四六12 唐の徐彦の疏

注 徐彦は唐の人。『公羊伝何氏解詁疏』二十八巻の著もあつたというが今伝わらないので、『十三経註疏』のことか。

訂 疏は南宋以前は経・注と別に単行していたが、宋末に合刻されるようになった。以後ほとんどの経の単疏本は亡佚したが、疏自体は経・注と合刻されて伝存している。「伝わらない」わけではない。

三四八12 漢の相張蒼、五徳を曆譜し、

注 曆譜の意味ははっきりしないが、時の順を追って記録するの如き意か。

訂 「五徳を曆譜」とは、五行の徳を歴代の王朝に配当すること。文帝期にこの問題について論争があり、張蒼

は漢を水徳に当たるとしたが、土徳説を唱える公孫臣に敗れた。『史記』、『漢書』の張蒼伝に見える。

三四九五 墨子に周春秋有り、燕の春秋有り、宋氏春秋有り、魯の春秋ありしこと見ゆ。

訂 『墨子』である。ここの文は『墨子』明鬼下にある。但し「魯の春秋」ではなく「斉の春秋」となっている。
三五〇二 王充*

注 後漢の記性拔群の学者。『後漢書』七九。

訂 『論衡』の著者を記憶力のみで特徴づけるのは甚しい手落ちである。『論衡』を見ればわかるように、王充は反俗、反伝統の批判精神に満ちた独創的な思想家である。

三五〇八 『左氏春秋』を『左氏伝』として世に立てんとしたるは劉歆に始まり、後漢の和帝元興十一年鄭興父子の奏に因り、学に立つに至り、章帝の時、賈逵大に『左』を揚げ『公・穀』を抑へ、ついで鄭康成また二伝を斥けしより、『左氏伝』つひに世に顕赫するに及べるなり。

注 この記述不審。……

補 編者の疑問は正当である。実はここの本文は、『左伝』杜預序の孔穎達『正義』の「和帝元興十一年、鄭興父子及び歆大義を創通して奏上し、『左氏』始めて学に立てらるるを得、遂に世に行なわる。章帝の時に至りて、賈逵『春秋』の大義四十を上り、以て『公羊』・『穀梁』を抵^しる。帝布五百匹を賜う。又『左氏』のために『長義』を作る。鄭康成に至りて、『左氏膏肓』を箴し、『公羊墨守』を発し、『穀梁廢疾』を起す。此より以後、二伝遂に微となり、『左氏』の学顕われり。」という記述を踏襲しているのである。因みにこの『正義』の記述の誤りについては、宋の王応麟『困学紀聞』八左伝に考証がある。

三五六九 一鄴邑大夫*

注 鄆は聚に同じ。公邑のおさを大夫という。村役人ということになろう。

訂 鄆は鄆に同じで、魯の邑の名。『左伝』襄公十年の記事に「鄆人紇」が登場し、杜預注に「紇、鄆邑の大夫、仲尼の父叔梁紇なり」とある。

三五七三 へ庚辰の朔日、食有り^{*} (冬十月庚辰朔日有食之)

注 食は日食。

訂 へ庚辰朔、日之を食する有り。へ

食一字では日食とは限らない。

三五八一 書の「文侯の命」をもって重耳の文公に属するがごとき、経注の義和(三五八二)の文侯に属するとは注「経注」は『書経』の註のことだろうが、誰の註をいうか未詳。

補 『尚書正義』所収の、「文侯之命」小序及びその偽孔伝(漢の孔安国に仮託された注)。因みに宋学系の代表的な注釈である蔡沈(朱子の門人)の『書集伝』も同説である。

訂補二

まず、注をつけるべきなのにそれがないという例を挙げる。

第一に本文の理解のためには注が必要な例。

五五一 卒然としてこの句に臨むときは、解すべきがごとく、解すべからざるがごとく、予もまた三十里を行けり。

補 「三十里を行けり」は、『世説新語』捷悟篇の、曹操と楊修が曹娥（有名な孝女）の碑の裏に落書きしてあったなぞなどを見て、楊修がわかったと言うと、曹操は自分が考えつくまで答を言うなと言ひ、それから三十里行ってやっと答を思いつき、照らし合わせて見ると修の答と同じだったので、曹操は「自分の才能は楊修に三十里及ばない」と嘆じた、という逸話に基づく典故表現である。長いこと考え続けてやっと答が出た、という意味。

一一二五 蔡邕は漢の通儒なり、しかして妻を棄てたりといはれ、宋より今に及んでなほ子女の罵詈を受く。

補 明の徐渭『南詞叙録』宋元旧篇に『趙貞女蔡二郎』を挙げ、その自注に「即ち蔡伯喈親を棄て婦に背き、暴雷のために震死するなり。里俗の妄作なり。実に戯文の首なり」とある。宋の陸游『劍南詩稿』三三の「小舟遊近村、捨舟步歸」詩四首の第三に、「斜陽、古柳の趙家莊、鼓を負いたる盲翁正に場を作す。死後の是非誰か管し得ん、満村聴説す蔡中郎。」とあり、第三句から見て蔡邕が悪名を被っていたことは確實であるから、『趙貞女蔡二郎』劇と同様な内容の民間文芸が南宋時には広く流伝していたことが推定できる。現存作品としては、明初の高明『琵琶記』が、結末こそ団円に改められているが、前半は、科挙に状元及第した蔡邕が、新婚の妻趙五娘と両親を故郷に残したままにして牛丞相の女婿となり、一方故郷では苦しい生活の中で両親が死ぬ、という筋であつて、不義不孝な蔡邕というイメージを保存している。

第二に露伴の誤り、または底本の文字の誤り、と考えられる例。

明らかに露伴の誤りである例としては、

一六九八 廻の兄安西に戌役し、音問隔絶す。……（安西は陝西の西安府にして郷を去る遠し。

訂 陝西の西安府とは唐の長安にあたる。西安府という名は明に始まる。また廻の故郷弘農の閩郷は長安と洛陽

のほぼ中間にあり、長安弘農間は『元和郡県図志』によれば四百三十里に過ぎないのだから、一六九五「弘農より西安に抵るけだし万余里」と合わない。更に『太平広記』で確認しても「安西」であつて、「西安」ではない。従つて安西とは西安府（長安）ではない。安西都護府のことである。安西都護府は貞観十四年（六四〇）交皇城（今の新疆吐魯番県の西）に設置され顯慶三年（六五八）龜茲（タリム川中流域）に移つた。西域の騎馬民族を鎮禦する拠点であるから、本文の「安西に戌役し、音問隔絶す。父母その死したらんことを謂ひて」という記述と整合する。

二八八五 『莊子』天下篇に当時の儒、墨、楊、乗らの学風を叙し、

訂 儒、墨、楊、乗を論じているのは、『莊子』徐無鬼篇である。

三二一十二 張処度けだし『易緯』（『乾鑿度』をさす）を読まざるにあらざらむ、また何ぞ『列子』を註するに當つてこれに言及せざるや。

訂 ここで論じられている『列子』天瑞篇第二章の終わり近くの「濁重者下為地」の張湛（処度）注に、「此の一章、全てこれ『周易乾鑿度』なり」と指摘してある。

露伴の偶誤か底本の誤りか決め難い例としては、

二五九五 『神真經』には南方肝樞の林あることを記せり。

訂 これは『神異経』南荒経の文である。

三二七三 『莊子』の文の読み難きもの、『列子』の文に照して通ずるを得るもの多く、まゝ『列子』の文の『莊』より古きを思はしむるもの少なからず、『莊子』達生篇の用志不分乃凝於神は、『列子』黄帝篇の乃凝於神なり、『莊子』応帝王篇その他にしばしば見ゆる委蛇は『列子』黄帝篇の猗移なるがごとく、これに類するもの頗る多し。

訂 文脈から見て、ここは『莊子』と『列子』の文字が異なっている例を挙げておらずである。実際『列子』の主要な版本のこの部分は「乃疑於神」に作っており、更に清の俞樾をはじめ複数の中国の学者が、『莊子』で「凝」に作っているのよりもこちらの方が正しい（つまり「通ずるを得る」と論じている）。

三三六五 その書は実に『春秋』の伝として作られたものなるや否や疑ふべし。ただしその書『春秋左氏伝』として人に目せられし時は、何と呼ばれしものなりや明らかならず。初より『春秋左氏伝』として世に存したるものならずやと思はるるかたもあるなり。

訂 『春秋左氏伝』として人に目せられし時』ならば、「目せられ」ているのだから「何と呼ばれしものなりや明らかならず』であるはずはない。露伴は『春秋左氏伝』（『春秋』の伝であることを明示した題名）が本来は『春秋』の伝ではなかったと考えているから、『春秋』の伝と認識されるようになる以前の名称は明らかでない、と言っているはずである。従って「目せられざりし時』ではないだろうか。

次に、本書の注を見て生じた、編者の方針乃至は態度に関する疑問について、例を挙げて述べる。

第一に熟語の語釈について。

一一二 「膩葉」、一五五五 「相争」、一八五五 「摟指」、二二六七 「地則」、二二八七 「寓談」、二二二二 「爛脱」、二六〇三 「貢儲」、二八八一 「薈萃」、三二八二 「棘童」に対して、「熟語でない」、「成語ではない」、「字書にないことば」等という注がつけられている。一般に「熟語でない」ことを確認するのは甚だ困難である上に、注釈として言及する必要はほとんどないはずである。この例でも注として必然性が認められるのは最後の「棘童」の注だけであろう。その上管見の範囲でも「爛脱」と「薈萃」は諸橋『大漢和』に載っており、「膩葉」は、菅原道真の

詩中の語であるが、李賀「河南府試十二月樂詞・四月」に用例があり、「地則」も『佩文韻府』に採録されている（これは疑問があるが）のだから、調査も杜撰であると言わざるを得ない。

第二に、本文の文脈を見ていないために不要な、あるいは誤った注をつけたと考えられる例。

四五14

* 真の風箏を指せるにあらず、紙鳶を指して言へるなり。

注 「真の」とあるのは風箏が風鐸、風鈴をさしている場合を意味するか。

訂 直前に四五12「風箏は本紙鳶もとにあらず。殿閣簷稜に設置し、風に因って鳴るものなり。しかれども明の時すでに俗間紙鳶を呼んで風箏となす」という行き届いた説明があるのだから、この注は全く必要ない。

八四11 陶侃が胡奴

注 陶侃は淵明の祖先で、多くの胡奴を養ったと伝えられるが、胡奴が陶侃に何をしたかは明らかでない。

訂 八五8に「陶侃が胡奴は、子美が阿段に示すの詩中、「曾て驚く陶侃胡奴の異」の句あるに本づく。陶侃は子美たまたま誤る、当に陶峴に作るべし、峴の奴の摩訶といふもの、主に忠にして江に死するの故事あるなり」とあるのだから、陶侃についての注は不要である。むしろ陶峴についての注が必須である。陶峴の故事は唐の袁郊の伝奇小説集『甘沢謡』にある。ついでながら陶侃の子に胡奴という小字（幼名）の者はあつたが、「多くの胡奴を養った」というのは未見。

二四九7 慶子*のこの友は、ほとんど天命がまだ尽きぬので、鼠に鑿みて而して忽ち悟つたのか、

注 慶子 不詳。紀昀の別号で自称か。

訂 二四八8に「李慶子といふ人が談つた」として以下その友人が鼠のおかげで媚薬の危険性を覚つた話が出ているのだから、慶子とは、この話を紀昀に語つた李慶子のこととしか考えようがない。

二五九六 柘漿^{*}は蔗漿なるべし。

注 漿は山桑。

訂 漿は汁。山桑の意味があるのは柘。二五九七に「もし読みて柘桑の柘と為すときは、柘はただ蚕を飼ふべきのみ、漿を得るに足らず。」とあるのを見ても明らかならずである。

第三に、注をつける上で当然目を通すべき書物を見ていないのではないかと考えられる例。

一〇五13 『笈の小文』にも見えたる、阿波庄に新大仏寺の跡を覽て、

注 以下九字、露伴所見の『笈の小文』の文のようにも思われ、鉤括弧のつけ場所に迷う。

訂 『笈の小文』を見れば、引用ではなく要約だということがすぐわかるはずである。

二六五8 代宗の時、鄒和尚遂寧に法を示して糖霜大成す。

注 鄒和尚は、蔗を「睿(穴倉にかこう)」すれば糖霜がとれることを教え、……(『諸橋大漢和』所引、『糖霜譜』)。この話に拠れば、蔗の茎からの浸出液が結晶したものを糖霜と呼ぶことになる。

訂 孫引きにたよって臆断するからこのような間違いをする。もし注の通りだとすればあまりにも原始的な製糖法で、『譜』を作るに値しない。

『大漢和』所引では「睿蔗為霜」となっているが、『糖霜譜』原委第一では「睿蔗糖為霜」である。『糖霜譜』第四・第五によれば、収穫の後十月から十一月にかけて多段階の工程を経て蔗から効率的に糖水を抽出し、それを煮つめて、竹を挿した甕の中に入れ、五月までかけて竹に糖霜を析出させるのである。この最終工程で甕を睿するわけである。

三五六4 預、咸寧年間、算を善くする李修夏顛が朝に上れる乾度曆をもつて、古今十歴(三五六5)を并せ考へ、

もつて『春秋』を驗し『春秋経伝長曆』撰す。

注 ^A 乾度曆の乾度(または韃度、塞韃馱)は梵語 skandha の音訳。……^B 献上者の名が文字から判断する限り中

夏の人でないらしく、……『晋書』律曆志中下により次のこと知られる。後漢の靈帝のとき劉洪の制定した

乾象曆が、魏まで五十年程用いられていたが、その初代文帝の時誤差をなくすため改定の議が起り、次代明

帝の景初元年、^C 楊偉というものの努力で五星術を加味したこよみ景初曆が成立した。^D 乾象曆は文字から知ら

れるように(乾は天)、天象、それも月の満ち欠けと日月の蝕の観測にたよる素朴なものだったらしい。晋代

初祖武帝がこの景初曆を採用し秦始皇と名を代えたが(以上同志中)、咸寧年中、「算を善くする李修^E一顯(露

伴所引のもの二字異なる)」というものが「論牀^Fによって術を為し、乾度曆表と名づけ朝廷に上った」(同志

下)とある。……いずれにせよ^G 乾度曆は、秦始皇が「上勝」であるのに比し「殊勝」であった。恐らく時の運

行を示す数値が明細に出、^H 古典に記された年月日と天象の関係を再確認する上で特にすぐれていたのだろう。

注 古今十歴 右で紹介した^I 『晋書』律曆志の中に「古今十歴を併せ考へ」の句は記されているが、ここでは別

に杜預の事業としてこれがあったとはしていない。同志中の黄初三年のくだりに、^J 黄帝が調歴を作つてから

「歴代十一、年を更ふること五千、およそ七歴」とあるのを考慮すると、景初、秦始、乾度三歴をこのあとに

加えて十歴としたのだろう。

訂 この注は問題点だらけであるが、ひとまず本文の理解に関わる点と、曆に関する事項に限って論じる。

最初に指摘すべきことは、本文の理解のためには、この注は不必要であるということである。ここの本文は、

『春秋』の経文の日付に誤りがあるという杜預の説が信頼できることを示すために、杜預が『春秋経伝長曆』

(以下『長曆』と略す)を作った、つまりは曆学の専門知識及びその春秋学への応用の実績がある、という事

実を述べているのであるから、乾象曆、景初曆、乾度曆に関する長い注は全く必要ない。

次に、この本文は「長曆」からの要約引用であるということは、注で指摘すべきである。「長曆」は散佚したが、この本文に対応する部分は、『晋書』律曆志（以下『晋志』と略す）下に引用されたものと、杜預『春秋釈例』（これも佚書）の『永樂大典』からの輯本と一緒に輯録されたもの、において見ることが出来る。

そして乾度曆の製作者の名を、前者は李修・卜顛、後者は李修・夏顛としているから、露伴が扱ったのは『春秋釈例』輯本だということがわかる。

以下、注中の問題点を順に説明する。

A skandha の音訳が乾度だからといってこの乾度が skandha の音訳とは限らない。中国語として「天の度数」と曆にふさわしく理解できる。下文も参照。

B 乾度曆の献上者の名は上に挙げたが、文字から判断する限り、中国人でないと考え理由はない。

C 『晋志』中に、「楊偉五星を推すこと尤も疏闊なり。故に元帝江左に渡りて以後、更めて乾象五星法をもって偉の曆に代う」とあるから、景初曆は五星術においては乾象曆に劣っていたことがわかる。

D 一般に中国の曆法は太陰太陽曆、つまり太陽年と朔望月に対応するものであるから、「月の満ち欠けと日月の蝕の観測」だけでは曆を作るのは不可能である。実際『晋志』中に「術をもつて日・月・五星の行を追う、……名づけて乾象曆と為す」とあるから、乾象曆も太陽・月・五星の観測をしていたことが確認できる。

E 先に述べたように『晋志』下では李修・卜顛となっている。

F この原文は「名乾度曆表上朝廷」、訓読は「乾度曆と名づけ、朝廷に表上す」である。

G この原文は「乾度曆殊勝秦始皇曆上勝官曆四十五事」、訓読は、「乾度曆は殊に秦始皇曆に勝れば、官曆（秦始皇曆をさす）に勝れる四十五事を上る」である。

H 『長曆』（『晋志』下引。『春秋釈例』輯本所収も同じ。）によれば、『春秋』及び『左伝』所載の日付七百七十九と日蝕三十七に対して、杜預の長曆（曆法の名。書名ではない。）は七百四十六日・三十三蝕を説明できる。乾度曆は五百三十八日・十九蝕だから、長曆よりはかなり劣る。秦始皇曆は五百一十日・十九蝕だから、乾度曆と大差ないのである。

I 上にも挙げたように、『晋志』下の「古今十曆を併せ考へ」のすぐ後に、『春秋』及び『左伝』に見える日付七百七十九と日蝕三十七に対して、古今十曆及び杜預の長曆各々に基づく推算がどれだけ一致するかが列挙されている。つまり「古今十曆を併せ考へ、もつて『春秋』を驗した」結果である。

J まわりくどい推定をしなくても、上に述べたように古今十曆は『晋志』下に列挙されている。黄帝、顓頊、夏、殷、周、魯、三統、乾象、泰始、乾度の十曆である。但し『晋志』下では、夏曆と周曆の各々について両説があるのを並記しているので、長曆と併せて十三が挙げられている。

以上この注を細かく論じたのは、問題の多さもさることながら、編者がこの長大な注をつけた意図がまったく理解できない上に、この注から見ると編者が実際に『晋志』に目を通してゐるか否かについても判断が苦しむという不思議な注だからである。

第四に、注釈の対象に関する基本的な知識、理解に疑念を感じる例

二〇六四 李希烈*

注 逆臣。唐史に叛臣とされる李忠臣の部将だったが、忠臣の追われたのち代宗に取立てられた。顔真卿を殺し

たのはその間のことの筈だが、唐史のその伝には記されていない。徳宗のとき叛いて国を立て楚と号したが、部下が医者を使ってこれを毒殺した。『新唐書』二二四下。

訂 顔真卿を殺したのは代宗期ではなく、徳宗の貞元元年八月丙戌（『旧唐書』徳宗紀）。しかし問題なのは「唐史のその伝には記されていない」の方である。

一般に正史、つまり紀伝体の史書は、主に個人の伝から成ってはいるが、単行の伝記を集成したものではない。個々の伝は、一王朝の歴史を構成するための、言わばモザイクの一片なのである。従って個々の伝には独立性はない、換言すれば、某人の伝にその人に関する史実が全て載っているわけではない。この例でいえば、顔真卿が李希烈に殺された経緯は顔真卿伝に詳しいのだから、李希烈伝では省略されても異とするに足りない。もし個々の伝が、その人の事績すべてがわかるように書かれるとしたら、正史は重複に満ちて膨大な量になるであろう。

二五九五 「郊祀楽歌」景星十二に「泰尊柘漿析朝醒」の句あり、

注 『漢書』礼楽志に見える。武帝の定めた郊祀のために十九歌があり、その一に景星がある。しかし露伴所引の七字句はそこではなく天門十二に出る。

訂 この句は、露伴の記述の通り、「郊祀楽歌十九章」の第十二章「景星」にある。「天門」は十二ではなく第十章。編者は、「郊祀楽歌十九章」の個々の篇名が各々の章の末尾にあるということがわからないために誤ったのであろう。篇名がその篇の末尾に置かれるのは中国の古籍においては（特に韻文の場合は）何ら珍しいことではない。『詩経』も『楚辞』もそうである。

三四二七 学官に列せしめんと*

注 普通学官に立つという。漢代大学の博士が講義のためにその専門とする学問の基本文献として指定すること。はじめは詩だけが学官に立ったが、まず経学が加わり、五経、十二経と拡大されて行った。

訂 学官に列するとは、大学の教科書選定問題というような矮小なものではない。漢の武帝以前の博士は、戦国以来存在していた官職だが、学識のある人が任命され、君主の顧問に応じるのが役目であり、儒者に限らなかつた。武帝の時初めて五経博士を置いた、つまり専門分野が限定されたわけである。さて漢代の経学は必ず家法(師承された解釈の伝統)に基づいており、家法毎に経の解釈に差異があるのはもちろんのこと、経の本文にさえも異同があつた。従つてある学者が博士に任せられるということは、その家法の経の本文及び注釈が国家から公認されるということである。更に、武帝期の丞相公孫弘の功令により、博士弟子が官僚候補生として定員化され(これが漢の大学の起源である)、博士のもとで、当然その博士の家法で、経学を学ぶことによつて官僚に任用される、という制度が成立する。かくして経学は「禄利の道」となつたのである。以上が、学官に列することの意味である。学官に立てられることが大きな利害に関わることがわかるであろう。前漢後期になるとこの制度の継続効果により丞相、皇帝までもが儒家思想に深く浸透され、経学の政治への影響は一層増大する。政治問題にも経義が根拠として求められるようになるのである。この過程の極点に位置するのが王莽である。莽による漢王朝の篡奪は、経義を理論的根拠としたものであつた。経義は注釈、つまりは家法に基づいて明らかにされるのであるから、学官に列するかどうか重大な争点となるのも理解できるであろう。

最後に、僭越ながら国文の分野に関して気づいた点を二、三例示す。

六六四 支考が『笈日記』中巻に曰く、「……阿叟(六六九)も転吟して、この第三の附方、あまたあるべから

ずと申されしに、

注 阿叟 老人としての自称。三行先ではそれを芭蕉翁をさす名詞に転用。

訂 注から見ると編者は六六九「阿叟」を支考のことだと考えているようだが、これは明らかに芭蕉のことである。

一〇四三 世に疑はれたる千里眼といふものにも勝りて烏虜あかの限りのことなりと笑ふ者もあるべし。

注 烏虜 嗚呼に同じ。

訂 「をこのかぎり」であろう。

一三四六 その流行におくれたらむ人、わが学びたる故きに泥みて、鎌首をもたぐれば、独銛*に力瘤入るるも、

注 独銛に ひとり合点での意の陰語か。

訂 すぐ上の「鎌首をもたぐ」と一連で、「独銛かまくび」という成語に基づく表現。自説に固執して論争する

こと。出典は、頼阿『井蛙抄』六に、六百番歌合の評定において「寂蓮・顕昭は毎日に参加して論争する

顕昭はひじりにて独古を持たりける、寂蓮はかまくびをもたてていさかひけり。殿中の女房、例の独古かまく

びと名付られけりと云々。」とある。

以上から見ると、国史国文関係の注にも問題は少なくないのではないかと思われる。

おわりに

以上の訂補はもとより網羅的ではない。私が浅学であるために気づかなかつたものも多々あるであろうし、紙数

の都合で削ったものも少なくない。また、例えば一九五三「五鬼年を加ふ」の注などのように、明らかに誤っているが、私の知識と調査が行き届かないため十分な説明ができないから挙げなかつたものもある。

本書は文庫本という一般読者を対象にした出版物である。その上岩波文庫は立派な伝統と実績により高い社会的信頼を得ていることは言を俟たない。従つて本書に関しては、大幅な改訂が必要ではないかと思われる。